

山形県科学技術奨励賞審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 山形県科学技術奨励賞実施要綱に基づき表彰受賞者を選考するにあたり、外部有識者の意見を聴取するため、山形県科学技術奨励賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、推薦のあった表彰受賞候補者のうちから、研究功績等を勘案し、表彰することにふさわしい者を選考するものとする。

(構成)

第3条 審査委員会は、委員7名以内で構成する。

2 委員は、有識者の中から知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置くものとし、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、産業技術イノベーション課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。